(ﾛ)　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑱　乗合型自動車（定期路線）割引

イ　割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

⑲　乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、安来道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添１－１、別添１－３又は別添１－４に掲げる乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑳　通学割引

イ　割引をする車両

京奈道路において、別添１－２に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

㉑　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から⑱（ただし、④及び⑤を除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ただし、⑭と⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑯を当該自動車に適用する。

ハ　④と①、③、⑥、⑫、⑭、⑮又は⑰の割引相互間における重複適用関係

(ｲ)　④と①、⑫、⑭又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑫、⑭又は⑮については、⑫、⑭又は⑮の割引適用後に、④の割引を適用する。

(ﾛ)　④と③、⑥又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ニ　⑤と②、③、⑥、⑫、⑭、⑮又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(ｲ)　⑤と⑫、⑭又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑫、⑭又は⑮の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ﾛ)　⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

Ａ－（Ａ－Ｂ）×２

(注)　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：⑤の割引前の料金の額

Ｂ：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの(ｲ)から(ﾊ)で算出した料金の額

(ﾊ)　⑤と⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑱の割引を適用する。

(ﾆ)　⑤と③、⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

㉒　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(ｲ)　企画割引「Kyushu Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間から10日間のいずれかの間に、ニ）に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）